

県は、昨年の12月県議会に「消費生活の安定及び向上に関する条例」を提案し、12月22日に公布、今年の4月1日から施行されることになりました。

この条例は、弱い立場におかれがちな消費者の利益を増進し、消費生活の安定と向上を図ることを目的としています。

今回は、この条例の内容についてご紹介しましょう。

消費者被害に訴 訟援助も

第一章では

消費者の利益を守り、それを増進させるため、施策の目標を定め県、市町村、事業者、消費者の責務と消費者の役割を明らかにし、それぞれがよく果たされるようにします。

(1) 基本理念

ア、消費生活の安定と向上を図るため、事業者、消費者、行政の三者の相互信頼と協調を基盤とする。

(4)

消費者は、進んで正しい

(3)

事業者は、商品等の供給に当たって、自主的に危害の防止や適正な規格、表示に努める一方、県や市町村の施策に協力すること。

(2)

県と市町村は相互に協力しあい、それぞれの立場で消費生活の安定と向上のための施策を制定し、これを実施すること。

イ、消費者が、商品等の危害から保護され、必要な事実を知らされ、自由な選択が確保されること。

消費者の利益増進に 県条例

4月1日から施行

第二章では、

商品等がもたらす危害から生命や健康を守りま

知識を身につけるとともに、自主的に合理的な行動に努めること。

(1) 事業者は、消費者の生命、身体、財産に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある商品等（以下「危険商品等」という）を供給してはならないこと。

(2) 危険商品等について試験検査を実施すること。

(3) (2)の調査の結果、事業者の供給する商品等が危険商品等と認定したときは、危害を防止するため、供給の停止、回収等の勧告ができること。

(4) 勧告に従わない時は公表できること。

商品等の選択が正しくできると必要措置をします。



(1) 事業者は商品等の供給に当たって次のことを遵守するよう努めること。

ア、適正な規格を定めること。

イ、消費者が選択または使用を誤ることのないよう、適正な表示をすること。

ウ、過大または過剰な包装をしないこと。

(2) 事業者の団体は(1)の規格表示の適正化のための自主基準の作成に努めること。

(3) 知事は、規格、表示の基準を定めることができるし、基準を守らない事業者には守るよう勧告することができること。

(4) 正しい取引方法の推進に努めること。

第三章では、

消費者苦情や消費者被害で泣き寝入りすることがないようにします。

(1) 消費者苦情の処理

ア、消費者苦情について事業者及び消費者は相互にその解決に努めること。

イ、事業者は消費者からの苦情を迅速に処理するために必要な体制を整備すること。

ウ、知事は、消費者苦情の解決に必要な措置を講ずること。

エ、解決困難な苦情は、苦情処理委員会の調停に付することができること。

オ、委員会は、調停のため事業者に対し資料の提出や説明を求めることができること。

カ、正当な理由がなく応じない場合は公表することができること。

(2) 訴訟援助

ア、消費者被害で、消費者が事業者を相手に訴訟をおこす場合、次に該当するときは委員会の意見を聞いて裁判費用等にあてて資金の貸付ができること。